

入札説明書

公益財団法人佐賀県産業振興機構
佐賀県産業イノベーションセンター
所長 林 靖生

公益財団法人佐賀県産業振興機構 佐賀県産業イノベーションセンター公用車の賃貸借契約に係る条件付一般競争入札については、下記のとおり実施します。

記

1. 条件付一般競争入札に付する事項

- (1) 入札件名 佐賀県産業イノベーションセンター公用車4台賃貸借契約
- (2) 入札条件等 仕様書及び入札説明書による
- (3) 賃貸借期間 令和7年4月1日から令和14年3月31日まで
- (4) 配置場所 佐賀市鍋島町八戸溝114
公益財団法人佐賀県産業振興機構
佐賀県産業イノベーションセンター

2 入札参加資格及び条件に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、県を通じて佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 当公益財団法人との契約実績を有する、又は入札書の提出期限の時点で佐賀県の物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づく入札参加資格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6ヶ月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3. 入札保証金 免除（佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号を準用）

4. 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、入札参加届と関係資料を令和6年10月25日（金）午後5時までに5. 担当課に持参又は郵送（10月25日（金）午後5時必着）してください。（土日、祝日を除く。）郵送の場合は、書留郵便としてください。

提出した関係資料等について説明を求められる場合は、これに応じなければなりません。また、必要に応じて追加資料の提出を求められることがあります。

なお、「入札参加届」等を提出した後に入札に参加しないこととした場合は、辞退届を書面で入札実施日前日までに提出してください。

提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

5. 問合せ先・担当課

郵便番号 849-0932 佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝114
公益財団法人佐賀県産業振興機構
佐賀県産業イノベーションセンター 総務企画課
電話 0952-34-4411

6. 入札書の提出方法

入札に参加しようとする者は、次の事項に留意し、入札書を直接（7）の日時及び場所に提出してください。

- (1) 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状を提出してください。
- (2) 代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしなければなりません。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければなりません。
- (4) 入札参加者はその提出した入札書の引替え、変更又は取消をすることができません。
- (5) 入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止します。

(6) 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった金額に消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載してください。

(7) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日 時 令和6年11月8日（金）11時00分
イ 場 所 佐賀市鍋島町八戸溝114
公益財団法人佐賀県産業振興機構
佐賀県産業イノベーションセンター 3階 第2研修室
ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札とします。

(8) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行ないます。（代理人が入札に参加する場合は、入札前に委任状を提出してください。）この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

7. 無効入札とする場合

次の各号のいずれかに該当する者が行なった入札は無効とします。

- (1) 参加する資格のない者
- (2) 当該競争入札について不正行為を行った者
- (3) 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱及び判読不可能なものがあるもの
- (4) 一人で2以上の入札をした者
- (5) 代理人でその資格のないもの
- (6) 前各号に掲げるものの他競争条件に違反した者

8. 入札を中止する場合

次の各号のいずれかに該当する者が行なった入札は無効とします。

- (1) 競争に参加し、これに関係を有する者が共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認められるとき
- (2) 業務の廃止もしくは変更その他必要があると認められるとき

9. その他

- (1) 提出された書類は返却しません。また、提出書類の作成に要した費用、その他この入札参加に要した経費は、入札者の負担とします。
- (2) この契約による業務を処理するため知り得た情報については、他への漏えいがないこと。